

日本籍船舶におけるプッシャーバージの図面 及び書類の提出に関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編

改正事項

日本籍船舶におけるプッシャーバージの図面及び書類の提出に関する事項

改正理由

船舶安全法施行規則では、推進機関及び帆装を有しない船舶（以下、「はしけ」という。）と当該船舶を船首で押し進める船舶（以下、「押船」という。）が結合して航行する場合、一体となった船舶（以下、「プッシャーバージ」という。）に対して満たすべき技術基準が規定されており、本会も関連規則に取入れている。

これに関連して、現行規則では、製造中登録検査を受けようとする押船及びはしけについて、それぞれ単体の船舶として図面及び書類提出を要求しているが、プッシャーバージについては、必要な図面及び書類の提出に関する取扱いが不明確となっている。

このため、押船及びはしけが結合して航行する場合は、プッシャーバージとして適用される要件に適合していることを確認するため、図面及び書類の提出が必要である旨を明記するよう改めた。

改正内容

押船とはしけが結合して航行する場合は、プッシャーバージとして適用される要件に適合していることを確認できる図面及び書類の提出が必要である旨を明記した。

改正条項

鋼船規則 B 編 10.2.2, 15.2.2